令和8年11月18日
大阪市民病院機構

案件名　大阪市立総合医療センター清涼飲料水自動販売機設置・運営事業者の募集（その２）　に関する質問一覧

番号	質問事項（質問者原文）	回答
1	・再委託について 前回入札時は飲料メーカー100％子会社の販社で入札を行いましたが、今回の入札について飲料メーカー名で入札した場合、自動販売機管理について自動販売機運営会社への再委託は可能でしょうか？	募集要項に記載している入札参加資格要件を満たしていれば、入札は可能です。 ただし、あくまで入札者（契約者）自身の責任において自動販売機を設置・運営していただくこととなります。
2	・設置環境について 設置場所番号⑧、⑯、⑰、㉑、㉒について、自動販売機の周囲1,000mm以内にガラス面が御座いました。弊社設置基準と致しましては周囲1,000mm以内にガラス面がある場合、現状の転倒防止鉄板では設置できない規定となっております。幅300mm、奥行900mm、高さ100mmの石板4枚を敷いた上に自動販売機を固定する、もしくは周囲1,000mm以内にガラス面がない場所へ設置場所を変更して頂く事は可能でしょうか？	事業者決定後、施設担当者と協議の上決定します。
3	・災害対応型仕様について 今回入札対象となっている自動販売機全てに災害対応型仕様が必要との事ですが、災害時に通電がない状態でも無償排出ができる仕様という認識で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。